

破産手続開始通知書

事件番号 平成23年(フ)第17300号
本店所在地 栃木県那須郡那須町大字高久丙1796番地
破産者 株式会社安愚樂牧場
代表者 代表取締役 三ヶ尻 久美子

1 上記の者に対し、破産手続開始決定がされたので、次のとおり通知します。

- (1) 破産手続開始日時 平成23年12月9日午後5時
- (2) 破産管財人 弁護士 渡邊 顯
東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー31階
成和明哲法律事務所
電話 0120-130-560
FAX 03-3274-2447
- (3) 財産状況報告集会の日時及び場所
平成24年5月30日午後1時30分 日比谷公会堂
財産状況報告集会において、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する場合は、①破産手続廃止に関する意見聴取のための集会、②破産管財人の任務終了による計算報告集会も併せて実施します。
- (4) ①破産者に対して債務を負担している者は、破産者に弁済してはならない。
②破産者の財産を所持している者は、破産者にその財産を交付してはならない。

2 当裁判所は、本破産事件について、破産者の財産で債権者に対する配当ができるか不明のため、破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期日を当面定めないこととしました(破産法31条2項)。したがつて、当面、破産債権届出書の提出は必要ありません。

破産管財人において、今後、破産財団の調査を進め、債権者に対する配当の見込みが生じた場合は、改めて、破産債権届出期間等について連絡させていただきます。その場合においても、先行する再生手続においてされた再生債権の届出は本破産事件における破産債権の届出として扱いますので、再生債権届出書を提出した債権者は、その届出内容に変更がなければ改めて破産債権の届出をする必要はありません。

なお、住所等の連絡先が変更したときは届け出てください。

3 破産手続の進行についてのお問合せは破産管財人までお願いします。

東京地方裁判所民事第20部合議係 裁判所書記官 吉田 真悟
電話 03-3581-5429